

毎年9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物の許可申請について

◎屋外広告物とは・・・常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。

例) 広告板、広告塔、壁面広告物、はり紙、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アドバルーン等
屋外広告物は、**屋外広告物法**や**栃木県屋外広告物条例**に基づく規制を受けるので、掲出するときは、**原則許可**が必要です。(一部適用除外があります。)

県の条例には、掲出することを禁止する**禁止地域**や**禁止物件**が定められています。

また、許可を受けることによって掲出できる**許可地域**も定められています。

町内の許可地域は、

- ・ 田園調和型地域
- ・ 田園調和型沿線地域
- ・ 市街地形成型地域

} の3つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

その他、屋外広告物の種類によっても許可基準が異なります。

例えば、野立広告物の許可基準は、下記のとおりです。

(野立広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 6m 以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6m 以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6m 以下
面積	・ 10㎡以内 / 面 表裏各 1 面 / 件 (20㎡以内 / 基)	・ 20㎡以内 / 面 表裏各 1 面 / 件 (40㎡以内 / 基)	・ 20㎡以内 / 面 表裏各 1 面 / 件 (40㎡以内 / 基)
後退距離 ・ 間隔	・ 道路から 1m 以上かつ広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間 30m 以上	・ 道路から 1m 以上かつ広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間 30m 以上	・ 道路からの後退距離なし ・ 道路への突出不可
基数・共架数	・ 共架：縦に 5 件 / 基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・ 共架：縦に 5 件 / 基但し、 合計面積は上記面積の範囲内	・ 1 基 / 前面道路 ・ 共架：縦に 5 件 / 基 但し、合計面積は 40㎡以内
照明	・ 白色系、点滅不可		

注：前面道路・・・事業所等の敷地が接する公道

※上記以外の広告物の場合は、問い合わせ先に照会ください。ただし、車両又は船舶に表示される広告物については、許可申請窓口が栃木県都市計画課となりますので、詳細は栃木県ホームページよりご確認ください。

屋外広告物許可期間満了に伴う更新許可申請について

○許可期間経過後も継続して当該広告物を掲出する場合には、許可期間更新の申請が必要となります。期限満了前に更新の手続きをお願いいたします。

【提出書類】

- ・ 屋外広告物更新許可申請書(正本・副本各1部)
- ・ 添付書類(正本・副本にそれぞれ添付)
 - ①屋外広告物自己点検結果確認書
 - ②広告物の現況写真(3ヶ月以内に撮影したもの)
 - ③その他(使用権を証する書面等、必要な場合に添付してください)

【手数料】

- ・ 広告物の種類や表示面積により異なります。
(申請受付・内容審査後、手数料を納めていただく納付書を発行いたします。
納付を確認後、許可書を発行いたします。)

※なお、すでに広告物が除却されており、更新の必要がない場合には、速やかに除却届を提出してください。

▶問い合わせ先＝都市建設課 都市計画係 ☎(56) 9140

証明書コンビニ交付のための電子証明書

マイナンバーカードには証明書コンビニ交付サービスを利用するための電子証明書(利用者証明用電子証明書)を格納することができます。(申請の際に電子証明書を希望しないの□欄にチェックをつけると搭載されませんのでご注意ください。)

また、交付時に電子証明書の暗証番号を設定していただくことで利用できます。有効期限は発行日から5回目の誕生日までとなります。

電子証明書には『署名用電子証明書』と『利用者証明用電子証明書』の2種類あります。

■署名用電子証明書(暗証番号は英数字組合せて6文字以上16文字以内で設定)

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

電子申請(e-Tax等)、民間オンライン取引(オンラインバンキング等)の登録など15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

■利用者証明用電子証明書(暗証番号は数字4文字で設定)

インターネットサイトやマルチコピー機等にログイン等をする際に利用します。

行政のサイト(マイナポータル等)へのログイン、証明書コンビニ交付サービスの利用など

☆マイナポータルとは

行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるもの。

平成29年7月以降に運用開始予定です。

☆証明書コンビニ交付サービスとは


マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアの店舗内にあるマルチコピー機で証明書が取得できるサービスです。

取得できる証明書

1. 住民票の写し
2. 印鑑登録証明書
※印鑑登録をしていて、その記録をマイナンバーカードに移している方に限ります。
3. 所得証明書
※現年度(平成28年度)分に限ります。


電子証明書は、住所変更が発生すると失効されるため、その都度発行申請が必要となります。平成29年3月までは手数料が無料ですが、平成29年4月からは200円の手数料が発生します。

▶問い合わせ先＝住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125



●メールアドレス…
t-kamitan-mail@sg-m.jp

▼問い合わせ先＝
企画課 情報広報係
☎(56)9117



●QRコード

「かみたんメール」
登録のお願い

町では、「かみたんメール」を災害時緊急速報の提供手段として活用しています。QRコードかメールアドレスに空メールを送信して、手続きを進めてください。